○経済産業省告示第二百三十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
静岡県東部電気工事協同組合	静岡県沼津市花園町十五番地の一	平成二十七年十月二十三日

○国土交通省告示第千八十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十九日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	古賀市筵内字峠一番一の二八から同市筵内字峠一番六六まで	平成二十七年十月三十日〇時

○近畿厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月二十九日

近畿厚生局長　丸山　浩

名称	所在地	廃止年月日
独立行政法人国立病院機構兵庫青野原病院	兵庫県小野市南青野	平成二十七年八月二十九日

○近畿厚生局告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十七年八月三十日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月二十九日

近畿厚生局長　丸山　浩

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構兵庫あおの病院	兵庫県小野市市場町九二六番地四五三

○中部地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十九日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市中川区下之一色町字北起四六番二から同市中川区下之一色町字権野八〇番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月二十九日

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は十月二十二日モンゴル国、トルクメニスタン国、タジキスタン国、ウズベキスタン国、キルギス国及びカザフスタン国へ出張のため出発した。

○厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する

鈴木　寛

文部科学大臣補佐官に任命する（以上十月二十三日）

○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月二十四日）

内閣府

（国土交通省総合政策局国際政策課国際建設産業企画官）国土交通事務官　米津　雅史

内閣府事務官（参事官（防災計画担当）（政策統括官（防災担当）付））に昇任させる

（参事官（防災計画担当）（政策統括官（防災担当）付））内閣府事務官

国土交通省に出向させる（以上九月十五日）

（内閣官房内閣総務官室内閣総務官）内閣事務官

大臣官房長に転任させる

（大臣官房長）内閣府事務官

賞勲局長に配置換する

（賞勲局長）同

辞職を承認する

（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官

大臣官房政策評価審議官の併任を解除する

内閣府事務官（大臣官房政策評価審議官）に転任させる（以上九月二十五日）

（国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官

外務省に出向させる（九月二十八日）

（大臣官房審議官）内閣府事務官

総務省に出向させる

（沖縄総合事務局農林水産部長）同

農林水産省に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官

内閣府事務官（大臣官房）に転任させる

辞職を承認する（以上九月三十日）

（厚生労働省老健局総務課長）厚生労働事務官

（総務省大臣官房付）総務事務官

内閣府事務官（大臣官房審議官）に昇任させる（各通）

（防衛省防衛政策局防衛政策課長）防衛書記官

内閣府事務官（国際平和協力本部事務局次長）に採用する

（外務省大臣官房）外務事務官

内閣府事務官（大臣官房審議官）に併任する

（同）同

内閣府事務官（大臣官房審議官）の併任を解除する

（大臣官房審議官（経済財政運営担当及び経済社会システム担当））内閣府事務官

厚生労働省に出向させる

（国際平和協力本部事務局次長）同

防衛省に出向させる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官

内閣府事務官（参事官（被災者行政担当）（政策統括官（防災担当）付））に転任させる

（同）同

内閣府事務官（食品安全委員会事務局総務課長）に転任させる

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官

内閣府事務官（沖縄総合事務局農林水産部長）に転任させる

伊従　誠

兵谷　芳康

幸田　淳

久津摩敏生

高橋　俊之

緒方　俊則

石川　武

中村裕一郎

小森　雅一

遠藤　順也

土本　英樹

岩渕　豊

髙橋　憲一

佐竹　基

米津　雅史

宮坂　祐介

河内　隆

幸田　徳之

黒羽　亮輔

福井　仁史